

地方公共団体における地球温暖化対策推進法 施行状況調査結果(概要)

1. 背景・経緯

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県及び市町村は、その事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画（「地方公共団体実行計画」）を策定するものとするとしてされているとともに、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出抑制等のための総合的な計画（「地域推進計画」）の策定及び実施に努めることとされている。

今般、平成18年4月1日現在の、これら地方公共団体における地球温暖化対策推進法の施行状況を取りまとめた。

2. 施行状況の概要（詳細は別添資料を参照）

実行計画の策定状況

すべての都道府県が策定

市区町村においては、1,843市区町村中675市区町村で策定

地域推進計画の策定状況

すべての都道府県が策定

市区町村については、1,843市区町村中60市区町村で策定